

商品包装デザインの著作物性と著作者人格権に関する法律行為

—商品包装デザイン事件—

東京地判平成29年11月30日 平成28年(ワ)第23604号 (裁判所ウェブサイト)

国士舘大学法学部 三浦 正広

◆事案の概要

本件は、デザイナーである原告Xが制作した原告絵画(以下、X絵画)、および被告Yから注文を受け、食品の包装デザインとして制作したXデザインについて、YがXデザインの一部を改変してYデザインを作成した行為等が、Xの著作権(複製権、翻案権および譲渡権)および著作者人格権(同一性保持権)の侵害に当たるとして、民法709条および著作権法114条3項に基づく損害賠償を請求した事案である。

Yは、紙、セロハン、ポリエチレンおよびビニールの印刷、加工、販売等を目的とし、包装フィルムの製造委託を受けている株式会社である。

事実の経過は次のとおりである。Xは、Yに対し、包装デザインの作成をしたい旨を述べ、Yは、Xに対し、商品の包装のデザイン制作を1点当たり1万5000円(一部のものは1万円)の報酬で依頼し始めた。

依頼の際の注文書には、依頼の内容と納期、報酬その他の記載があったが、著作権その他の権利関係についての記載はなかった。また、XとYの間では契約書は作成されなかった。

Xは、「先にPDFファイルを御送り致します。修正等ございましたらご連絡をお願いします。修正が完了しましたら、JPEGとイラストレーターデータを送信致します」と記載した電子メールに、作成したデザインのPDFファイルを添付してY担当者に送信した。その後、YはXに対して継続的にデザインの作成等の仕事を依頼し、Xはデザインを作成してYに提出していた。

当該依頼およびその後の作業は、おおむね以下の手順に

より行われた。Yは、顧客からの希望を受けてデザインの作成をXに依頼する。Y担当者は、Xから提出されたデザインを確認、検討し、Xに対して必要な修正を指示する。Xは当該デザインを適宜修正し、Y担当者の了解を得る。Y担当者を通じて顧客に提案し、顧客は、必要に応じて修正を指示する。Y担当者は、その修正をY内部のデザイナーに作業させるかXに依頼するかを決定し、顧客の承認、校了を得るまで一連の作業を繰り返す。顧客の承認、校了を得るまで複数回の修正がされることも多い。

これまで、Xは、Xが作成したデザイン案の少なくとも一部についてX以外の者が改変していることを把握するに至ったが、当該改変を第三者が行っていることについては異議を唱えなかった。

また、Yから依頼を受けてXが作成した包装デザインのなかには、Y担当者が修正して顧客の了承を得たデザインについて、Yによる修正をXが承諾していた場合もあった。Xは、本件訴訟を提起するまで、XデザインがYにより改変されたことについて、Yに対して異議を述べたことはなかった。

裁判所が挙げた本件の争点は次のとおりである。

- (1) Xデザインの著作物性
- (2) XデザインとYデザインの類否および依拠性
- (3) XデザインのYによる使用または改変に対するXの承諾の有無
- (4) XからYに対する著作権譲渡の有無
- (5) X絵画の複製の裁判手続きにおける必要性および相当性
- (6) 損害額

◆判旨—控訴棄却—

1. 争点(3) XデザインのYによる使用または改変に対するXの承諾の有無

「認定事実によれば、YがXに依頼したのは食品製造会社等が商品の包装において使用するデザインであること、そのような包装デザインについては、XがYに提出した後Yが顧客である食品製造会社等にデザインを提案するが、その後、顧客がYに対して修正等の指示を出すことがあり、その場合、Yは顧客の承諾等を得るまでデザインを修正し、複数回の修正がされることも多いこと、XはYから包装デザインの依頼を受けるようになる前から、デザイン会社から顧客に包装デザインが提出された後に顧客の指示によりデザインの修正が必要となることがあることやこうした場合にXに連絡がなければ、X以外の者が修正を行うことになることを認識していたことを認めることができる。また、……認定事実によれば、XがYに提出したデザインはその後Yが修正することができた。そうすると、Xが作成しYに提出していた包装デザインについては、その提出後に顧客の指示等により修正が必要となることが当然にあり得るといえるものであったのであり、かつ、Xは、このことを認識し、また、X以外の者が上記デザインの修正をすることができることも認識していたといえる。他方、XとY間で、XがYにデザインを提出した後の顧客の指示等による上記修正について、何らかの話がされたり、合意がされたりしたことを認めるに足りる証拠はない。

そして、……認定事実によれば、Xは、写真の使用権につき意識していて、一般に著作権に関する権利関係が生じ得ることを理解していたことがうかがわれるところ、……認定事実のとおり、Xは、X以外の者によってXデザインに何らかの改変がされたことを認識していながら、Yから依頼されて継続的に包装デザインを作成してYに提出し、更にはYに対して新たな仕事を依頼し、デザイン料の改定を求めるなどの要求はしたものの、改変について何らの異議を唱えず、又は、Yにおいてデザインを改変したことを明示的に承諾するなどしていた。Xが改変を承諾していなかったにもかかわらずXデザインの改変に対してYに異議を唱えることができなかつた事情やデザインの改変を真意に反して承諾しなければならなかつた事情を認めるに足りる証拠はない。

以上によれば、Xは、Yからの依頼に基づいて作成され

たXデザインにつき、Yによる使用及び改変を当初から包括的に承諾していたと認めることが相当である」

2. 争点(5) X絵画の複製の裁判手続きにおける必要性および相当性

「本件訴訟は民事訴訟であって、著作権法42条1項の『裁判手続』であるところ、上記事実関係によれば、X絵画はいずれも本件訴訟の争点につきYの主張を裏付ける証拠とするために複製されたもので、争点に関する証拠を提出するために複製されたといえることができる。争点に関する証拠を提出することは本件訴訟の審理のために必要であるから、上記複製は『裁判手続のために必要と認められる』ものといえる。また、……認定事実によれば、著作物性が争点となった絵画もX絵画も筆及びレモンのそれぞれ全部が描かれたものであるといえることができ、また、筆及びレモンの全部について複製して証拠とする必要性があるといえるから、上記複製は必要と認められる限度の複製であるといえることができる」

◆評釈

1. はじめに

本判決に関して裁判所は、「事案に鑑み、争点(3)及び(5)から判断する」と述べて、この2つの争点について判断したものの、「その余の争点について判断するまでもない」と述べて、その他の争点についてはまったく判断していない。

争点(6)の損害額については、Xの請求が認容されて初めて算定の必要性が生じるものであるから、その前段階でXの請求が棄却されると結論づけられる場合は判断する必要はないということになるが、争点(1)および(2)は本判決の結論を導くための前提となる事実であり、また、争点(4)は、本判決が判断した争点(3)におけるXの承諾の有無と密接に関連する争点であるといえるから、事情があるにせよ、これらについて判断しなかつたことは判決として不備があると考えられる。

本評釈では、まず裁判所が争点として挙げておきながら判決理由においてまったく触れていないXデザインの応用美術としての著作物性の問題について確認する。また、著作物の改変による利用の場合における著作者の承諾の有無を巡る問題は、一般に著作者人格権の不行使特約の問題とし

て議論されており、ここでは著作物の利用に関する著作権契約における著作者人格権の行使の問題として検討する。

2. 応用美術の著作物性 ～ Xデザインの著作物性

Xデザインの改変について承諾がなかったとするXの主張が認められないとすれば、Xデザインの著作物性を判断するまでもなく、Xの請求は棄却されることとなるからか、本判決は争点(3)について判断したものの、争点(1) Xデザインの著作物性については判断していない。しかし、本判決は、Xデザインを著作物として認定しているわけではなく、著作物性に関する判断はしていないが、著作物であることを前提に論をすすめている。

応用美術を著作物として保護することを規定していない状況において、従来の判決は、純粋美術と同視しうる程度の創作性や美術性を備えていることを要件として、美術の著作物として保護される可能性があることを示唆してきた。本件の場合も、商品包装デザインの目的や性質を踏まえるならば、従来の裁判例が要求していた応用美術性の判断基準を充たしていないと考えられる。他方、TRIPP TRAPP事件について知財高裁が示した「表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば、創作性があるものとして著作物性を認め」^{*1} という基準に従うのであれば、本件商品デザインの著作物性は肯定される可能性が高いと推測される。

判例によるこのような応用美術の著作物性に関する判断基準の変更は、著作権の産業財産権化という時代の流れのなかで理解することができる。応用美術について、従来の裁判例の判断基準と比較すると、この知財高裁の判決が示した判断基準は、それまでの応用美術の著作物性に係る判断基準のハードルを下げたものと考えられるが、他方で、建築の著作物^{*2}や舞踊の著作物^{*3}など、著作物性の要件として単なる創作性だけではなく、文化的精神性や独創性、高度の創作性が要求されている著作物の著作物性の認定との関係においてバランスを考慮することも必要であると考ええる。

3. 著作者人格権の不行使特約

(1) 本件の場合

判決は、Xデザインに著作物性が認められるか否かにかかわらず、それを改変する場合には原則としてXの承諾

が必要であるという前提の立場で争点(3)についての判断を優先し、それゆえXデザインの著作物性については何ら判断しなかったものと考えられる。しかし、争点(1)として挙げられているように、Xデザインの著作物性が認定されるか否かによって著作権法の保護を受けるか否かが確定するわけであるから、このように著作物性の判断を回避することは適切ではないと考える。Xデザインの著作物性が認定されると、当然のことながらXは著作者として著作者人格権(同一性保持権)を有することとなり、Xが主張しているように、原則としてXの承諾なくしてXデザインを利用することができないという効果が生じる。Xデザインの著作物性の判断は、XデザインのYによる改変に対する承諾の有無(争点(3))を判断するにあたっては不可欠な前提条件であるといえる。

著作物の利用契約を前提として、その改変による利用について著作者の承諾があるか否かという問題は、学説では著作者人格権の不行使の問題として議論されている。著作権契約において約定された不行使特約の有効性が争われる場合より、著作者人格権の行使に関する合意がないまま、改変について著作者による黙示の承諾があったものと認定されるケースが多い。

(2) 学説

著作権契約における著作者人格権の効果に関する問題は、学説では著作者人格権の不行使特約の問題として議論されてきたが、裁判例をみると明らかなように、契約実務においては著作者人格権の保護に対する配慮がほとんどなされていないことが分かる。

著作者人格権のなかでも、著作物の利用に関する権利である同一性保持権について規定する著作権法20条1項では「その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする」と規定され、著作者の意に反する改変が同一性保持権侵害となることを規定している^{*4}。この条項を文理解釈すると、著作権契約に基づいて著作物を利用する場合であっても、その合意の範囲を逸脱するような改変や、最終的に著作者の同意が得られないような改変は同一性保持権侵害を構成することとなる^{*5}。

このような厳格な解釈が導かれる条項であることとは逆に、学説や判例では、著作権契約における著作者人格権の取り扱いの保護レベルは極めて低く、著作者人格権の意義

や趣旨を尊重するような解釈はほとんどみられない。

著作者人格権の不行使特約の有効性に関する学説は、一般的に無効説と有効説に分類される。無効説は、利用形態を特定しない包括的な不行使特約は実質的に著作者人格権の放棄または譲渡と等しいので人格権の性質に反し無効であるとする。有効説は、著作権法が著作者人格権の不行使を禁じていない以上、それを無効とまで解することはできない、さらに、著作者人格権の不行使特約は有効としつつも、その著作物の性質、利用のされ方を検討したうえで、不行使合意時に前提とされた条件から著しく齟齬がある場合は、その合意をもとに有効と判断することはできないとする。

形式的にはこのように分類されるのが一般的であるが、個々の具体的な事例をみると、こうした分類はあまりにも形式的すぎて適切ではないと考える。無効説の立場をとっても利用形態が特定され、著作者の意思が反映される場合は有効となると解することは可能であり、また、有効説の立場をとっても、利用の方法が合意の範囲を逸脱するような場合にまで有効であると解することには無理がある。基本的にいずれの学説の立場をとっても、著作権契約において著作者の意思が反映されているか否か、反映されうる状況にあるか否かという観点からその有効性が判断されるべきであるということに帰着する。そのような意味において、著作者人格権は自己の著作物の利用に関する自己決定権として機能している。

著作者人格権の不行使特約に関する学説は、実務上の要請に基づき、著作者人格権の効力を制限して著作物の利用を促進させようという観点から主張され検討されているものが多く、学術的な観点から著作者人格権の意義や本質に基づいて議論されているものは多いとはいえない。しかし、このように著作者人格権の効力を緩和し、あるいは、その不行使特約を認容しようとする見解は、デジタル・ネットワーク時代における著作物の利用の拡大を踏まえたものであるため、時代の流れに即した議論として尊重されるべきではあるが、著作者の権利との利益バランスとの関係において慎重でなければならない。すなわち、著作者人格権(同一性保持権)の本来的な意義を考慮するならば、著作物を改変して利用する際には常に著作者の意思が反映されていなければならないし、また、改変による利用について著作者の同意を得ていても、その範囲を逸脱して利用すること

は許されない。

したがって、著作者人格権の不行使特約そのものが有効か無効かという議論の方法は決して妥当とはいえず、不行使特約において著作者の意思が反映されているか否か、反映されうるか否かという観点からその有効性が判断されるものでなければならないと考える。そうすると、著作権契約のなかで合意した特定の利用方法あるいは変更について、個別具体的に著作者人格権を行使しないとする特約は、著作者の意思が反映されているので有効であると解してよいと思われるが、利用方法や変更の内容を特定することなく、包括的な著作者人格権の不行使を要求する特約、すなわち著作者の意思が反映され得ない特約は無効であると考えざるを得ない。

実務上の理由から著作者人格権の行使を制限すべきであるとする見解は、デジタル時代における著作物の利用促進の観点から説得力をもって主張されてはいるものの、著作者人格権の原則をなし崩し的に切り崩すものであり、理論的にみて妥当であるとはいえないと考える。著作者人格権の基本的な考え方を尊重するならば、その不行使特約は、著作物の改変による利用について著作者の意思が反映されていれば有効であり、そうでなければ無効であると解さざるを得ないということになる。

さらに、不行使特約が有効な場合であったとしても、著作者の意思が変更された場合には、著作権契約上の債務不履行の問題として処理されるべきものであり、それでもなお著作者の意思が尊重されなければならないと考える。その場合、著作者が、相手方の同意を得ず、正当な理由なく信義に反して当初の意思を変更したようなときは、著作者自らが契約上の責任を負うことになる。

著作者の意思が不明確なままの状況では、著作者人格権の不行使特約を含む契約はあり得ないし、契約時の状況に鑑みて黙示の承諾があったと認定すべきではないと考える。著作権契約において著作者人格権の行使を制限する場合には、文書による合意、または少なくとも明示の合意が必要であり、黙示の承諾による著作者人格権の不行使特約を認めるべきではない。

著作権契約の事例を概観すると、著作物の利用に関する著作権契約においては、当事者間においてさえ契約の内容や契約による権利の移転の有無など、不明確な場合が少なくない。著作者契約法の法理が機能する場合は、著作者保

護の原理がはたらき、著作者にとって有利な解釈がとられることになる。著作物の財産的利用に関する著作権契約であるから、著作権（財産権）に関する取り決めがなされるのは当然であるといえるが、著作者人格権については、取り決めがなされなかったり、曖昧であったりすることが多い。著作者の権利は著作者人格権と著作権で構成されていることからすれば、著作物の利用契約では、著作権に関する取り決めだけでは足りず、著作者人格権に関する取り決めも不可欠である。にもかかわらず、著作権契約実務においては、著作者人格権に配慮するケースは多くはなく、著作者人格権は著作物の円滑な利用を阻害するものであるくらいに理解されている。著作権契約は、著作者および著作権者と利用者との信頼関係に基づく契約であるから、著作者の権利を尊重することなしに、契約の適切な履行はあり得ないことになる。

(3) 判例

判例に現れた事例をみると、著作権契約における著作者人格権の行使に関する事例は多種多様であって類型化にはなじまないため、学説において著作者人格権の不行使特約として議論されている問題ではあるが、これを一律に不行使特約の問題として議論することは必ずしも適切ではないと考える。いえることは、著作物の利用を目的とする著作権契約においては、契約の相手方である利用者側からすると、著作者人格権は著作物の円滑な利用を妨げる阻害要因であるとみなされ、著作者人格権本来の保護法益が尊重されていないケースが多いということである。

著作者人格権の不行使特約は、契約のなかで当事者の合意のもとであらかじめ定められている場合は多くはなく、契約条項に著作者人格権に関する取り決めがないことを理由として、あるいは、著作者人格権に抵触する場合であるにもかかわらず、著作者が権利主張をしない、異議を唱えないことを理由として、著作者人格権を行使しないことを黙示的に承諾していると判断される場合が多い。

判例は、同一性保持権について、著作者がその著作物に改変が加えられることを認識し、それに対して異議を述べていなかったこと^{*6}、また、著作者が何らの留保をすることなくその著作物を交付したことは、それを利用させる意思であったと解されること^{*7}、氏名表示権について、著作者はその氏名が表示されないことを認識し了解してい

たこと^{*8}を認定して、黙示の承諾があったものと判示している。契約の内容や著作者の意思が不明確な場合には、著作者ではなく、利用者側にとって有利な解釈がとられているといえる^{*9}。

4. 著作者人格権に関する法律行為〈争点(4)〉

本判決は、XY間の著作権譲渡の有無について争点(4)として挙げているが、判決理由においてその判断は示されていない。

創作者(著作者)である著作権者が、その著作物の利用者との間で著作権契約を締結する場合、契約の直接の相手方である利用者との関係において、著作者の意思が反映され、著作物の利用にあたって著作者の同意があるものとみなされる。しかし、著作者ではない著作権者、すなわち著作者から著作権の譲渡を受けた著作権者と利用者との間で締結される著作権契約においては、著作物の改変による利用について著作者の同意が得られていない可能性が想定される。

著作権の譲渡について、著作権法は、著作権の全部または一部を譲渡することができる規定と規定するだけであり(著作権法61条1項)、著作者ではない著作権者による譲渡についても特に著作者の同意は必要とされていない。著作権者は、著作者の同意を必要とすることなく、その権利を第三者に譲渡することは可能である。

しかし、著作権の譲渡を受けた者が著作物を改変して利用する場合には、同一性保持権との関係において著作者の同意が不可欠ということになる。著作権の制限規定に基づいて利用する場合であっても(著作権法50条参照)、著作権契約に基づいて利用する場合であっても、著作物を変更して利用する場合には著作者の同意が必要である。著作権の全部譲渡を受けた者(著作権者)、利用目的に応じて著作権の一部(支分権)の譲渡を受けた者は、その譲渡を受けた権利(財産権)を行使することは可能であるが、理論的には著作物を改変して利用することは許されない。著作物の利用に関する著作権契約においては、契約の対象が著作物であるということから、著作者が契約当事者でない場合であっても、著作者の同意は不可欠である。著作物の改変は、著作者または著作権者の同意がある場合を除き、著作者人格権(同一性保持権)または複製権、翻案権等の著作権を侵害する。

わが国の立法においては、適法な著作権（財産権）の行使が著作人格権侵害の可能性を生起させることもある。このような状況は、著作者からの第1譲受人との関係においてさえ生じうる問題であって、ましてやその著作権者から承継的に著作権の譲渡を受ける者との関係においては、著作者との関係がさらに希薄となり、著作物の利用にあたり著作者の意思を反映させることは容易ではない。とりわけわが国では、著作権契約における権利の譲渡や承継に関する公正な実務慣行が十分に確立されているとはいえず、著作者保護の意識が乏しいといわざるを得ない。

わが国の法制のように、著作権譲渡の場合や著作権者が利用者に利用許諾を与える場合に著作者の同意を必要としないとする構成においても、著作物を改変して利用する場合には著作者の同意は不可欠である。これは、著作権契約の対象が著作物であるということから必然的に生じる問題である。

わが国の著作権法の規定や理論では、この問題がクリアされていないために、著作権の譲渡や利用許諾を受ける側

である利用者は契約のなかで著作者人格権の不行使特約を盛り込むことによって、著作者による同一性保持権の行使を回避しようとする。すなわち、著作者人格権の不行使特約の問題は、著作権法の規定の不備、または著作権理論の未成熟を示すものである。そのような場合においてさえ、契約において著作者の意思が反映されうるのであれば、著作者人格権の不行使特約は有効であると解することが可能であるといえよう。著作権契約において不利益な立場に置かれやすい経済的弱者である創作者としての著作者の契約上の地位を保護することを目的とする著作者契約法の理論を前提とすると、著作権譲渡契約においては、譲渡対象の権利や契約内容を明確にするために、契約書面の作成を要件とする必要があり、著作物利用契約においても、少なくとも著作物の利用や改変および同一性保持権（著作者人格権）の行使について、著作者による明示の承諾が必要であると考えられる。

(みうら まさひろ)

- ※1) 知財高判平成27年4月14日〔TRIPP TRAPP事件〕判時2267号91頁。「応用美術につき、他の表現物と同様に、表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば、創作性があるものとして著作物性を認めても、一般社会における利用、流通に関し、実用目的又は産業上の利用目的の実現を妨げるほどの制約が生じる事態を招くことまでは、考え難い」。
- ※2) 「建築の著作物たり得るためには、……建築家の文化的精神性が見る人に感得されるようなものでなくてはならない」(加戸守行『著作権法逐条講義(6訂新版)』123頁(社団法人著作権情報センター、2013年))。「一般住宅が同法10条1項5号の『建築の著作物』であることができるのは、……建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような芸術性ないし美術性を備えた場合、すなわち、いわゆる建築芸術といい得るような創作性を備えた場合である」(大阪地判平成15年10月30日〔積水ハウス事件(第1審)〕判時1861号110頁、判タ1146号267頁)。そのほか福島地決平成3年4月9日〔シノブ設計事件〕知的裁集23巻1号228頁参照。
- ※3) 東京地判平成24年2月28日〔「Shall we ダンス？」事件〕裁判所ウェブサイト。「既存のステップの組合せを基本とする社交ダンスの振り付けが著作物に該当するためには、それが単なる既存のステップの組合せにとどまらない顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要である」。
- ※4) 東京高判平成3年12月19日〔法政大学懸賞論文事件〕知的裁集23巻3号823頁。
- ※5) 立案者の考え方として、著作者人格権に関する規定の解説ではないが、実演家人格権に関する規定(著作権法90条の3:実演家の同一性保持権)についての解説のなかで、次のように説明されている。
「本条〔著作権法90条の3〕の『同一性保持権』と前条の『氏名表示権』はいずれも『人格権』ですが、権利者と利用者としてこの『人格権』の不行使特約(権利を行使しないという特約)を結ぶことも当然ながら可能でございます。なぜなら、著作権は『私権』であり、権利者はこれを行使するかしないかを契約によって自由に決めることができるからであります」(加戸前掲書563頁)。
- ※6) 長野地判平成6年3月10日〔北アルプス鳥瞰図事件〕判例地方自治127号44頁。
- ※7) 大阪地判平成17年3月29日〔ビジュアルディスク事件〕裁判所ウェブサイト。
- ※8) 知財高判平成18年10月19日〔計装工業会講習資料事件〕裁判所ウェブサイト(原審:東京地判平成18年2月27日判時1941号136頁、判タ1226号297頁)。
- ※9) そのほか不行使特約の有効性を否定した東京地判平成16年11月12日〔「知的財産権入門」事件〕裁判所ウェブサイト、利用者による改変がその承諾の範囲を逸脱するものであることを認定して同一保持権の侵害を認めた東京高判平成11年9月21日〔恐竜イラスト事件〕判時1702号140頁、判タ1057号256頁等がある。